

## 大島町ふるさと納税特産品等認定審査会審査要領

令和4年11月1日

### (目的)

第1条 この要領は、大島町ふるさと納税推進事業実施要綱(令和4年11月1日町長決裁。以下「要綱」という。)に規定する、大島町ふるさと納税特産品等認定審査会(以下「審査会」という。)が実施する審査の運用について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ふるさと納税 町に対して行う地方税法(昭和25年法律第226号)第37条の2及び第314条の7の規定に基づく寄附をいう。
- (2) 認定特産品等 平成31年4月1日付総務省告示第179号(以下「総務省告示」という。)に規定する返礼品等の基準を満たし、大島の魅力を伝えることができる物品、役務その他これらに類するものの提供等で、町長が承認したものをいう。
- (3) 協力事業者 特産品等の製造、加工、栽培、販売及びサービス等の提供を行う事業者で、町長が承認した事業者をいう。

### (所掌事務)

第3条 審査会は、町長の指示を受け、次の各号に掲げる審査を行う。

- (1) 協力事業者及び認定特産品等の承認申請にあたり、当該事業者又は特産品等が要綱で定める要件に合致するか審査を行うとともに適切な寄附金額を設定し、結果を町長に報告する。(新規承認)
- (2) 年に1回、認定特産品等の提供状況や内容を調査し、継続可能か検証を行い、結果を町長に報告する。(定期調査)
- (3) 協力事業者から、協力事業者又は認定特産品等の要件に係る重大な内容の変更届出があった場合、その内容について適正であるか審査を行い、結果を町長に報告する。(変更承認)

### (実施方法)

第4条 前条の審査にあたっては、申請書類又は届出書類の内容及びその他添付書類等により、協力事業者又は認定特産品等の要件に適合するか、次の各号により検証審査を行うものとする。

#### (1) 新規承認

- ア 協力事業者については、別表1の要件に適合すること
- イ 認定特産品等については、別表2の要件に適合すること

ウ 認定特産品等に対する寄附金額については、別表3により設定されており、適切であると認められること

エ 大島の魅力を伝える特産品等としてふさわしいものであること

(2) 定期調査

ア 協力事業者については、引き続き別添1の要件に適合していること

イ 認定特産品等については、引き続き別表2の要件に適合していること

ウ 認定特産品等の過去1年間の申し込み状況を検証し、継続の可否及び改善点を検討する

(3) 変更承認

ア 変更後の内容が、第1号に掲げる各項目の要件に適合すること。

(審査の決定)

第5条 前条により委員ごとに判定を行い、多数決をもって審査会の審査結果とする。なお、委員ごとの判定結果が同数で異なる場合、会長が判定する結果を審査会の審査結果とする。

別表1

<p>○協力事業者の要件</p> <p>(1) 町内に本社（本店）、支社（支店）、営業所又は工場等の事業拠点のいずれかを有する法人、その他の団体又は個人事業主（以下「事業者」という。）であること。ただし、町外の事業者で、町内で生産された農作物等を原料に加工・製造・販売を行い、大島をPRしていると認められる場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 町税に未納がないこと。</p> <p>(3) 代表者等が、大島町暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。</p> <p>(4) 各種法令等を遵守した生産、製造、加工又はサービスの提供（販売・体験を含む。）を行っていること。</p> <p>(5) 大島町個人情報保護条例（平成16年条例第17号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことができる事業者であること。</p> <p>(6) 町が契約する民間ポータルサイトや町公式ホームページその他広報誌等に掲載することを了承し、協力事業者及び認定特産品等に関する情報を提供できること。</p>
---

別表 2

<p>○認定特産品等の要件</p> <p>(1) 平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号第 5 条に規定される総務大臣が定める基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 公序良俗に反しないものであること。</p> <p>(3) 申請者が自ら生産・製造したもの以外の特産品等として申請する場合は、ふるさと納税の返礼品とすることについて、事前に生産者・製造者の同意を得ていること。</p> <p>(4) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、あらかじめ期間や数量を明示する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 食料品については、寄附者に到着する特産品等の消費又は賞味期限が保証されていること。</p> <p>(6) 宿泊施設・サービスの利用券等については、町内で提供されるものに限るとともに、地域資源が利用されていること。また、利用期限を設けるものについては、原則として発行日から 6 か月以上利用可能とすること。ただし、日時をあらかじめ指定するのは、この限りでない。</p> <p>(7) キャラクター等を使用する場合で、協力事業者以外の第三者が当該キャラクター等の著作権等の権利を有するときは、権利者の許諾を得ていること。</p> <p>(8) 1 協力事業者あたりの認定特産品等の登録数は、最大 10 点までを限度とする。</p>
---

別表 3

寄附金額の算出	<p><b>【計算式】</b> <math>A \times 10 \div 3 + 1,000</math> 円（千円未満の端数切捨て）</p> <p>（Aは、認定特産品等の提供金額（消費税込、包装代込））</p> <p>ただし、別途町が負担する送料及び手数料の計が、頻繁にAの額の2割を超過する場合は、適宜設定金額を増額調整する。</p>
---------	---

(参考)

平成 31 年 4 月 1 日付総務省告示第 179 号 (抜粋)

(法第 37 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 314 条の 7 第 2 項第 2 号の総務大臣が定める基準)  
第 5 条 法第 37 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 314 条の 7 第 2 項第 2 号に規定する総務大臣が定める基準は、地方団体が提供する返礼品等が、次の各号のいずれかに該当するもの(当該各号のいずれかに該当する返礼品等とのみ交換させるために提供するものを含む。)であることとする。

- (1) 当該地方団体の区域内において生産されたものであること。
- (2) 当該地方団体の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- (3) 当該地方団体の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
- (4) 返礼品等を提供する市町村又は特別区(以下この号及び第 8 号において「市区町村」という。)の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの(流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。)であること。
- (5) 地方団体の広報の目的で生産された当該地方団体のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から当該地方団体の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- (6) 前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
- (7) 当該地方団体の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が当該地方団体に相当程度関連性のあるものであること。
- (7 の 2) 当該地方団体の区域内において地域のエネルギー源により発電された電気であること。
- (8) 次のいずれかに該当する返礼品等であること。
  - イ 市区町村が近隣の他の市区町村と共同でこれらの市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品等とするもの
  - ロ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村と連携し、当該連携する市区町村の区域内において前各号のいずれかに該当するものを当該都道府県及び当該市区町村の共通の返礼品等とするもの
  - ハ 都道府県が当該都道府県の区域内の複数の市区町村において地域資源として相当程度認識されている物品及び当該市区町村を認定し、当該物品を当該市区町村がそ

れぞれ返礼品等とするもの

- (9) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた前各号のいずれかに該当する返礼品等を提供することができなくなった場合において、当該返礼品等を代替するものとして提供すること。